

(平成25年1月30日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格喪失日に係る記録を昭和55年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月31日から同年2月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。

同一企業内での転勤であり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同事業所に継続して勤務し（昭和55年2月1日にA事業所B工場から同事業所C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B工場における昭和54年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和55年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を97万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月25日

申立期間について、A事業所から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、国の記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成17年7月分給与明細書の写し及び銀行口座の取引明細表により、申立人は、申立期間において、A事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間における申立人に係る標準賞与額については、申立人が提出した平成17年7月分給与明細書の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額から、97万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は既に廃業している上、当時の事業主とは連絡が取れず、破産管財人弁護士は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 11 月 1 日から同年同月 15 日頃まで  
(A事業所)  
② 平成 11 年 6 月 11 日から同年 11 月 30 日まで  
(B事業所)  
③ 平成 17 年 3 月 1 日から同年同月 31 日まで  
(C事業所)

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間①についてA事業所、申立期間②についてB事業所、申立期間③についてC事業所において勤務していたので、申立期間①から③までの各期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した給与支払明細から、申立人がA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、上述の給与支払明細において、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A事業所の元代表取締役は、「1か月以上勤務しないと、給与から保険料を控除しないことになっていたもので、2週間程度勤務して退職した申立人の給与から、保険料を控除することはない。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間①において、申立人は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、D市の回答から、申立期間①において、申立人は国民健康保険の被保険者となっていることが確認できる。

申立期間②について、申立人が提出した預金通帳及び給与明細書により、申立人がB事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、上述の給与明細書及び平成11年分源泉徴収票において、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、B事業所の元社会保険事務担当者は、「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入手続は、同時に行っていた。」と回答しているところ、申立期間②について、申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間②において、申立人は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、D市の回答から、申立期間②において、申立人は国民健康保険の被保険者となっていることが確認できる。

申立期間③について、雇用保険の加入記録及びC事業所が提出した賃金等支払明細票から、申立人が当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、上述の賃金等支払明細票において、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、C事業所は、「申立人は、勤務期間が1か月の臨時雇用で、厚生年金保険の加入要件を満たさないため、届出は行わず、保険料の控除はしていない。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間③において、申立人は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、D市の回答から、申立期間③において、申立人は国民健康保険の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 2358 (事案 1034 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 2 月 17 日から同年 7 月 1 日まで

申立期間について、A事業所の厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けた。

しかし、入社当初から厚生年金保険に加入する雇用契約を締結したので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当時の上司の証言及びA事業所（現在は、B事業所）の雇用に関する記録から、申立人がA事業所に勤務していたことは確認できるが、i) B事業所が提出した「非常勤の職員賃金支給台帳」によれば、申立人の申立期間に係る賃金からは厚生年金保険料が控除されていないこと、ii) C市に照会したところ、申立人は、申立期間について、国民健康保険被保険者資格を有しているとの回答を得たこと、iii) オンライン記録によると、申立人は、平成 17 年 10 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得しており、同年同月から 18 年 6 月までの期間について、国民年金保険料が納付されていることが確認できることから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 5 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「入社当初から厚生年金保険に加入する雇用契約を締結した。」と主張して、再申立てを行っている。

しかし、申立人は当該雇用契約書を所持していない上、B事業所が提出した採用通知書及び勤務条件通知書からは、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる記載は見当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。